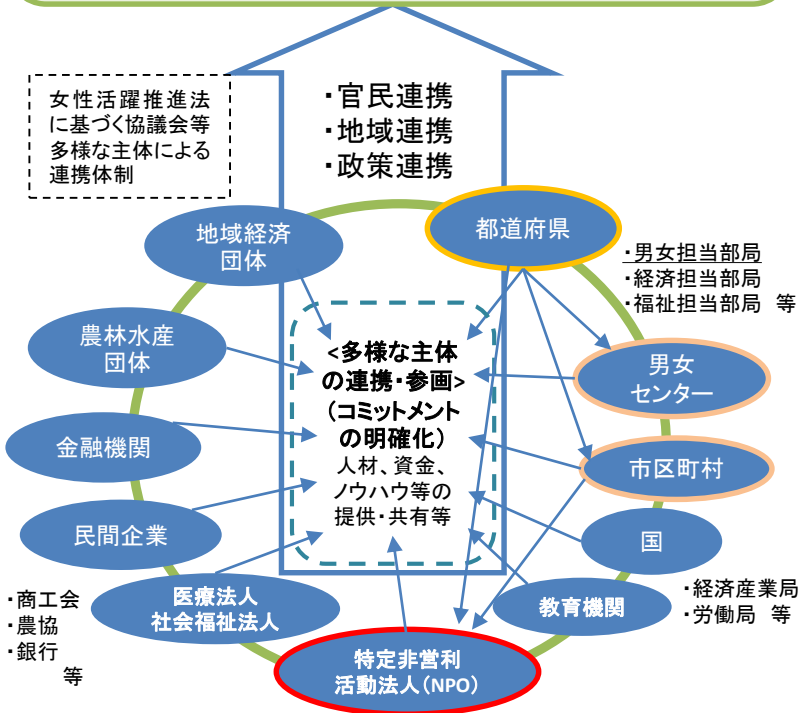


地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算案1.5億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2

③つながりサポート型：3/4

【交付上限】 各区分ごと

都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業者行動計画策定の後押し 等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等

想定される対象者・課題、取組の例

	想定される対象者・課題	取組の例
活躍推進型	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナ、デジタル社会を見据えた「新たな日常」への対応 ・企業における意思決定過程への女性の参画拡大 ・女性の多様な働き方の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性デジタル人材の育成するための研修 ・テレワークに関するセミナー ・女性役員・管理職を育成するための研修 ・企業経営層の意識改革のためのセミナー ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設
寄り添い支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・不本意に退職や収入減などで苦境に陥っている女性 ・女性差別やハラスメントによる悩み、トラウマを抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター等の相談機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ーメールやSNSの活用した体制充実 ーカウンセラーや臨床心理士等による専門相談 ・ピアサポートのための居場所づくり ・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析
つながりサポート型	<ul style="list-style-type: none"> ・社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性 ・寄り添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記寄り添い支援型を参考に、特に、NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援(訪問支援)や寄り添った支援のための居場所づくりなど、行政だけでは手が届きにくい支援 (寄り添い支援型の特化・拡充)

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

「つながりサポート型」の活用イメージ

事業費1,500万円（NPO等への委託が4分の3（1,125万円））の場合

内閣府

申請

交付
1,125万円

都道府県・市区町村

※地方創生臨時交付金で、
地方負担分に対する措置。

委託
(1,125万円) ※総事業費の
3/4(75%)

事業費(委託料除く): 375万
・男女共同参画センターの女性相談
機能強化、NPO等との連携強化
・NPOスタッフや男女共同参画
推進員等の人材の養成
・SNSを活用した周知啓発
・女性の貧困問題に係る実態把握

NPO等の民間団体

- ・NPOに寄せられた情報や男女共同参画センターの女性相談、男女共同参画推進員や民生委員を端緒に、支援にたどり着けない女性に対する**アウトリーチ型支援(訪問支援)**。
- ・NPOスタッフや臨床心理士・カウンセラー等の有資格者による**専門相談、SNS相談、24時間電話相談**。
- ・自治体の福祉部局・男女共同参画センター等の**関係者が連携して支援するためのケース会議の実施。関係機関・団体への同行支援**。
- ・不安を抱えた女性たちが**互いに支え合う(ピアサポート)**ことができるような居場所の提供、女性用品等の提供

男女共同参画センター や社会福祉協議会等の 関係団体・機関

連携

※NPO等の民間団体が運営する
男女共同参画センターは
事業受託者になることが可能

※総事業に占める委託の割合は4分の3以上としており、国費に自治体財源を加え、4分の3以上の委託をすることは可能。
※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。